

# 青森県報

第二千九百四十三号

平成二十年  
六月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定予定……………(林政課)…一

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する  
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課)…一

### 出先機関

土地改良区の役員の退任……………(三八地域局)…二  
土地改良区の役員の就任及び退任……………(同)…二  
土地改良区の定款変更の認可……………(同)…三  
土地改良事業の工事の完了……………(同)…三  
道路の位置の指定……………(県上北地域局)…三

### 監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局)…三

### 正 誤

平成二十年三月二十八日定例告示中……………(河川砂防課)…五

## 告 示

青森県告示第四百八十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所  
上北郡七戸町字唐松九 の一から三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年五月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森保険問題対策ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
木村 公治
- 四 主たる事務所の所在地  
青森市大字石江字三好一五七の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、青森市及び周辺町村の住民に対して、保険契約上の相談、クレームを受け付け、これに対する助言並びに解決策の提示に関する事業を行い、保険契約者が十分に権利を保護される社会環境の実現を目指し、消費生活の向上に寄与することを目的とする。

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の内退があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員別の 区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	坂本 良一	三戸郡三戸町大字斗内字上別当沢九	平成二〇・五・七

#### 土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員の内退があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員別の 区別	氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	大和山 進	八戸市南郷区大字島守字下江花沢二三	平成二〇・四・一六就任
	松石 芳松	字春日四八の二	
	町 義雄	字館下前五	
	前田 幸男	字上巨平一二の二	
	坂下 孝志	字馳下り九	
	加賀 文雄	字門前二の一	
	坂本 明	字白山五	
	大坪 栄一	字門前二二の一	
	小坂 秀一	字上江花沢九の	
	金澤 春政	字馬ノ墓一	
	小山 綱弘	字砂籠三三	
	門口 源蔵	字上巻八の五	
監事	狹館 博史	字狹館一	
	松倉 賢六	字長ツム子三	
	平脇 春雄	字上江花沢一七	
理事	大和山 進	字下江花沢二三	二〇・四・一五退任
	高山 利男	字高山二九	
	上沢 邦男	字五輪六の四	
	太田 松孝	字小平六の一	

林 喜一郎	坂下 孝志	山口 歳男	四戸岸 昭則	加賀 文雄	宮川 和雄	前田 幸男	金澤 春政	坂本 芳男	松村 敏明	住沢 秀男
字砂籠一三	字馳下り九	字上荒谷二二の	字上江花沢一の	字門前一の	字石橋二二の一	字上日平二二の	字馬ノ墓一	字石橋二二の一	字館二二の二	字前田二一九

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を平成二十年五月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年六月九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の工完了

清水頭地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年六月九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

- 一 県営土地改良事業の名称  
ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）

二 工事完了年月日

平成十九年十一月十二日

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月九日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市松原町一丁目三三の五、三三の三、三三の二、三三の二、三三の二、三三の二及び三三の三七、三七	一五八・三六メートル	六・〇〇メートル	平成二〇・五・三

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成20年2月15日付け青監査第02号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年6月9日

青森県監査委員 林 忠 男  
同 元 木 篤 子

同 阿 部 広 悦  
同 森 内 之 保 留

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財団法人青森学術文化振興財団	事業費支出において助成金の金額の確定を行っていない。	今後、助成金額の確定事務等を規定した財団の処務規程等について、職員への周知徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。
あおもり県民政策ネットワーク	平成18年度あおもり県民政策研究助成規程の一部が不備なため、旅費の精算額を確認できないものがある。	当該団体に対して関係規程等の遵守とともに内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることなどを指導した。 当該団体では、今年度以降に関する研究助成について、旅費の精算が確認できる旨、領収書の整備を指導するとともに、関連する規程の見直しをするなど、かかる事項のないよう適正な処理を行うことなど改善を図ることとした。
障害福祉課	指定管理者が提出した年度事業計画書について、変更の指示を適切に行っていないものがある。	今後は、年度事業計画の実施状況を随時確認し、必要があると認めるときは、指定管理者に対して事業計画書の変更を指示する等、指定管理者への適切な指導に努めることとした。
社会福祉法人和森会	事務費本人徴収額が誤っていたことから、補助金交付額が過大となっている。	拳証資料を添付の上、「事務費補助事業完了報告書」を県に再提出し、県からの「補助金交付決定一部取消し」通知に基づき平成19年12月28日に返還した。
社会福祉法人つくし会	賃借料において、二重払いしているものを費用として計上していることから、補助金交付額が過大となっている。	事務費実支出額を訂正の上、「事務費補助事業完了報告書」を県に再提出し、県からの「補助金交付決定一部取消し」通知に基づき平成19年12月19日に返還した。

財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会	公の施設の利用につき条例に定めのない使用料を徴収しているものがある。	徴収した使用料は、利用者に返還することとした。
社団法人青森県視力障害者福祉連合会	物品購入において備品購入費として執行すべきものを需用費で執行しているものがある。	今後は適正な執行に努めるとともに、審査体制を強化することとした。
	期末手当及び勤勉手当において、給与規程どおりに支給されていないものがある。	今後、給与規程を遵守し適正な支給手続を行うこととした。
社団法人青い森農林振興公社	農村会計の未収金の解消に努めること。	未納者等から確実に回収するため、個人毎に分割返済計画を作成し、定期的に訪問するほか、悪質な者へは、差押えなど法的措置を実行することとした。
	受託事業費において、精算に伴う返還額を収入戻出とすべきところを、誤って支出として経理処理している。	平成19年度の決算では、受託事業費の精算に伴う返還金は、収入戻出として適正に処理することとした。
	受取負担金において、未収金計上せず年度区分を誤っているものがある。	平成19年度の決算では、年度末における受取負担金の未収金は、未収金計上し適正に処理することとした。
青森県道路公社	診療費において、未収金計上せず年度区分を誤っているものがある。	平成19年度の決算では、年度末における診療費の未収金は、未収金計上し適正に処理することとした。
	固定資産において、計上額が誤っているものがある。	減価償却に当たり残存価格を5パーセントで行うところを10パーセントで行ったもの及び耐用年数に誤りがあるものについては、平成19年度決算において償却不足額を前期損益の修正と

平成20年 第二九一三号	発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
告示	第一四五号	三	下	後ろか	昭和三十二年三月二十六日青森県告示第百八十九号	昭和三十二年三月十八日青森県告示第百八十四号		

河川砂防課

	流動資産として、計上すべきものを計上していないものがある。	流動資産（貯蔵品）として計上すべきであった凍結防止剤について、平成19年11月から資産計上し、月末において棚卸しを実施している。	して計上することとした。
--	-------------------------------	--	--------------

正  
誤

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭